

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
告示第一号  
松浦海区漁業調整委員会

佐賀県有明海区漁業調整  
海区漁業調整委員会事務局設置規程（昭和五十二年  
松浦海区漁業調整委員会  
委員会

告示第一号（の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会 長 川 崎 守  
松浦海区漁業調整委員会  
会 長 川 崎 和 正

第三条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、  
第十二号を第十一号とする。

第六条を次のように改める。

（文書の管理）

第六条 文書の管理については、佐賀県文書規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲  
第一号）の規定（同規程第四十五条第二項、第四十七条第二項及び第四十九  
条の規定を除く。）の例による。

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。